

大阪市北区西天満 4-3-25  
梅田プラザビル別館 10階  
弁護士法人飛翔法律事務所  
株式会社ラグザス・クリエイト代理人  
弁護士 五島 洋 殿  
弁護士 濱 永 健 太 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40  
ブライツシティ柏木702号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡和弘  
電話 022-727-9123  
FAX 022-739-7477  
URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>



## 申入書

- 1 当団体より令和2年12月3日付けで送付しておりました「照会書」に対して、令和3年1月20日付けで文書によるご回答をいただき、厚く御礼申し上げます。この点については、再度当方で検討したいと思っております。
- 2 一方、株式会社ラグザス・クリエイト（以下「貴社」といいます。）のホームページの利用規約 (<https://carnext.jp/terms/>) には以下のような問題点があると考えられます。

つきましては、本書面到達後2か月以内に、以下の申入事項及び照会事項に対するご回答を書面にて当団体までご送付下さいますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、前々回の照会書に記載したとおりに対応させていただきますので、念のため申し添えます。

### 第1 申入事項

#### 1 利用規約第4条について

##### 第4条 ご利用上の注意

利用者は、本サービスのご利用にあたっては、当社が指定する方法に従って申し込むものとします。当社が指定する方法に従わないことにより、利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 申入れの趣旨

「当社が指定する方法に従わないことにより、利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。」との規定を削除することを求めます。

(2) 申入れの理由

損害賠償責任の全部免除する条項として、消費者契約法8条1項1号、3号により無効になると考えます。

2 利用規約第6条及び第8条について

第6条 利用者条件

1. 利用者が、以下のいずれかに該当する場合には、本サービスをご利用いただくことができないものとさせていただきます。また、当社は随時以下の利用者条件に合致しているか確認をすることができ、利用者が本サービスの利用中に以下各号の一に該当する事実や疑いがあると当社が判断した場合には、事前に通知することなく本サービスの利用停止、個別契約の解除その他適当な措置（以下「適当な措置」という）をとることができるものとします。

(9) 第8条の禁止行為に違反した方

(10) 前各号の他、当社が利用者として不適当と判断した方

第8条 禁止事項

1. 全ての利用者に、本サービスを快適にご利用していただくため、利用者が以下の行為を行う事を禁止いたします。

(1) 利用者が本サービス利用時に虚偽の入力をする行為およびそれらのおそれのある行為

(2) 犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為およびそれらのおそれのある行為

(3) 公序良俗に反する行為およびそれらのおそれのある行為

(4) 他の利用者、当社の著作権、財産権、プライバシー、もしくはその他の権利を侵害する行為およびそれらのおそれのある行為

(5) 他の利用者、第三者、提携事業者または当社に不利益もしくは損害を与える行為およびそれらのおそれのある行為

(6) 本サービスを通じたもしくは本サービスに関連した営利を目的とする行為およびそれらのおそれのある行為

(7) 本サイトまたはそこに含まれる情報等（提携事業者の連絡先等の情報を含みます）の一部または全部を改竄、改変もしくは消去する行為およびそれらのおそれのある行為

(8) 本サービスが用いるネットワークシステムの正常な運用を妨害またはネットワークシステムを破壊する行為およびそれらのおそれのある行為

(9) 法令に違反する行為およびそれらのおそれのある行為

(10) 上記各号のいずれかに該当する行為を助長する行為およびそれらのおそれのある行為

(11) 上記各号の他、当社が不適切と判断する行

2. 利用者の行為または不作為が本条第1項における禁止事項に該当するか否か

は、当社の判断によるものとします。

3. 利用者の行為または不作為が本条第1項における禁止事項に該当すると判断された場合には、法的手続きの対象となる可能性があります。

(1) 申入れの趣旨

当該規定の適正な内容への変更を求めます。

(2) 申入れの理由

個別契約の解除の要件として「当社が利用者として不相当と判断した方」(6条1項(10))、「利用者の行為または不作為が本条第1項における禁止事項に該当するか否かは、当社の判断によるものとします。」(8条2項)等が定められておりますが、これは、個別契約の解除できるかについて貴社が自由に判断できるという内容であり、事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項として、消費者契約法10条により無効になると考えます。

### 3 利用規約第7条について

#### 第7条 ご依頼者番号等の管理

3. 利用者は、ご依頼者番号の使用および管理について一切の責任を負うものとします。

4. 利用者は、ご依頼者番号を第三者に使用させたり、開示・貸与・譲渡・売買・質入等をしてはならないものとします。

5. 利用者のご依頼者番号を上記第3項・第4項に反して使用したことにより、自己または第三者に損害を与えた場合、その責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 申入れの趣旨

「当社は一切の責任を負わないものとします。」との規定を削除することを求めます。

(2) 申入れの理由

損害賠償責任の全部免除する条項として、消費者契約法8条1項1号、3号により無効になると考えます。

### 4 利用規約第10条について

#### 第10条自己責任の原則

1. 本サービスに含まれる情報等の正確性、信頼性、有用性等ならびに本サービスの内容・質については、当社は保証いたしかねますので、利用者は自らの責任でサービスをご利用するものとします。

(1) 申入れの趣旨

当該規定を削除することを求めます。

(2) 申入れの理由

趣旨が不明確ですが、例えばホームページの説明に誤りがあり、消費者に損害が発生した場合に貴社が損害賠償義務を負うのは明らかであり、損害賠償責任の全部免除する条項として、消費者契約法8条1項1号、3号により無効になると考えます。

## 5 利用規約第14条について

### 第14条 車両残留物の取扱い

1. 利用者は、売却する車両内の私物等の残留物を車両の引渡しまでの間に処分するものとします。なお、車両引渡し後に車両内に残っている私物等は利用者の所有物とみなした上、利用者がその所有権を放棄したものとみなします。この場合利用者に事前の連絡をすることなく当社がその裁量において自由に処分できるものとします。

2. 利用者は、前項の処分によりかかった費用を負担するものとします。なお、前項の私物等が第三者のものであった場合、当社と第三者との間で紛争が発生する疑いや可能性がある或いは発生した場合には、利用者が自己の責任と費用で終局的に解決を図るものとします。

#### (1) 申入れの趣旨

当該規定の削除または適正な内容への変更を求めます。

#### (2) 申入れの理由

「消費者の作為又は不作為をもって意思表示を擬制する条項」として、消費者契約法10条により無効になると考えます。

## 6 利用規約第15条、第17条、第18条及び第20条について

### 第15条 利用者情報の変更

利用者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座、その他当社に申告した事項について変更が生じた場合、又は変更が生じることが確実である場合には、当社に対して、当社指定の方法ですみやかに変更手続きを行うものとします。なお、利用者が申告事項の内容不備又は変更手続きの遅延等により被った損害や不利益等については、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第17条 本サービス内容等の変更および中断・停止

1. 当社は、利用者へ事前に告知または通知することなく本サービスの内容・名称を変更することができるものとします。

2. 当社は、利用者へ事前に告知または通知することなく本サービスを一時的に中断・停止することができるものとします。

3. 当社は、上記第1項・第2項により生じた利用者の損害について、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

### 第18条 本サービスの終了

1. 当社は、利用者へ事前に告知または通知することなく本サービスを終了することができるものとします。

2. 当社は、前項により生じた利用者の損害について、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

### 第20条 保証の否認及び免責

1. 当社は、本サービスのシステムの信頼性についていかなる保証も行わないものとします。

2. 本サイトにおける他のホームページへのリンクのご利用に関し、当社は一切

の責任を負いません。

3. 当社は、利用者設備等の不具合および障害等に起因する通信不良・遅延・データの誤送等による損害について、一切の責任を負わないものとします。

(1) 申入れの趣旨

「当社は一切の責任を負わない」との規定を削除することを求めます。

(2) 申入れの理由

損害賠償責任の全部免除する条項として、消費者契約法8条1項1号、3号により無効になると考えます。

## 7 利用規約第17条について

### 第27条 事業譲渡等

当社は、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡する場合（事業譲渡、会社分割、その他本サービスの主体が移転する場合を含み、以下「事業譲渡等」といいます。）には、当社は当該事業譲渡等に伴い、利用者の本規約に基づく契約上の地位、本規約に基づく権利義務及び登録された利用者情報その他の情報を当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、このような譲渡につき予め承諾するものとします。

(1) 申入れの趣旨

「利用者は、このような譲渡につき予め承諾するものとします。」との規定を削除することを求めます。

(2) 申入れの理由

債権者保護手続が不要になる可能性があり、消費者の権利を制限する条項として、消費者契約法10条により無効になると考えます。

## 8 利用規約第28条について

### 第28条 損害賠償

利用者が本規約に違反した場合、故意過失を問わず、当該違反行為による損害その他不利益を受けた当社（第三者含む）に対して損害を賠償するとともに一切の責任を負うものとします。

(1) 申入れの趣旨

当該規定の削除または適正な内容への変更を求めます。

(2) 申入れの理由

消費者が無過失責任を負う点で、消費者の義務を加重する条項として、消費者契約法8条1項1号、3号により無効になると考えます。

## 9 利用規約第30条について

### 第30条 準拠法および管轄裁判所

本利用規約等に関する準拠法は日本法とし、本利用規約等または本サービスに関連して、利用者と当社の間で紛争が生じた場合は、訴額に応じて大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所のいずれかを第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(1) 申入れの趣旨

当該規定の削除または適正な内容への変更を求めます。

(2) 申入れの理由

消費者が大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所において訴訟を行わざるを得ないものであり、消費者の権利を制限する条項として、消費者契約法10条により無効になると考えます。

第2 照会事項

第2条 本規約の範囲、適用

2. 当社は、利用者に対し、必要に応じて随時、本サイト上への掲示により、本サービスの利用条件等を告知します。
3. 本利用規約と告知の内容が相反しまたは矛盾した場合は、告知の内容を優先して適用するものとします。
4. 本利用規約本文の他、本条第2項による告知は、本利用規約の一部を構成する（以下、本利用規約と本条第2項による告知を併せて「本利用規約等」といいます）ものとします。

第29条 規定改定

1. 当社は、利用者に対して事前に通知することなく、必要に応じて当社の裁量で本規約の全部又は一部を変更できるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、利用者に対し、当社が適当と認める方法により当該変更内容を周知又は通知するものとします。
2. 前項により変更された本規約は、本サイト上に表示されたときに効力が発生します。なお、変更後の本規約の内容で利用者が本サービスを利用する場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

- 1 第2条について、貴社のホームページに掲示されている「利用規約」と「告知」については、「告知」が優先するとされています。

しかしながら、貴社のホームページには、「利用規約とプライバシーポリシーに同意の上」「無料査定依頼」をすることになっており、貴社のホームページのどこに記載があるか不明である可能性がある「告知」が優先するという合理的な根拠が見いだせません。

- 2 また、民法改正により、定型約款についての規定がなされたところ、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、「相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない」（民法548条の3）とされているところ、告知を含めて相当な方法で内容を示すことは困難といえます。
- 3 第29条についても、定型約款の変更については、民法548条の4の要件を満たす必要があり、現在の利用規約の定めでは、消費者契約法10条により無効となる可能性があります。
- 4 以上の通り、第2条、第29条については、適切な内容への変更が必要と考えますので、この点に対する貴職のご意見をお聞かせください。

以上